

# 産業廃棄物処分業許可証

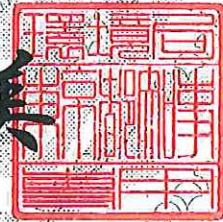
住所 東京都足立区入谷二丁目19番7号

氏名 株式会社長岡商店  
代表取締役 長岡 俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事代理  
副知事

## 安藤 玄美



許可の年月日 平成26年 1月 8日

許可の有効年月日 平成31年 1月 7日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

- ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上6種類)
- イ 溶融 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る) (以上1種類)
- ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面)

- (1) 足立区加賀二丁目30番9号 : 破碎、溶融
- (2) 足立区入谷五丁目16番32号 : 圧縮・梱包

### 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成11年 1月 8日 新規許可  
平成26年 1月 8日 更新許可 第3回

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 (裏面有り)



2. 事業の用に供する施設

(1) 足立区加賀二丁目30番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.50(t/日)	9.64(t/日)	平成10年9月30日	第51013号	平成13年2月1日
	紙くず	7.84(t/日)				
	木くず	10.7(t/日)				
	金属くず	7.84(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17.9(t/日)				
	がれき類	33.3(t/日)			第51013号	平成13年2月1日
破 碎	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る)	0.48(t/日)		平成10年9月30日		
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)	0.48(t/日)		平成10年9月30日		

(2) 足立区入谷五丁目16番32号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	279(t/日)		平成14年10月15日		

(以下余白)